

ワーキング・ホリデー査証に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定

日本国政府及びイスラエル国政府（以下「両締約国政府」と総称し、個別に「締約国政府」という。）は、

両国間の一層緊密な協力関係を促進するとの精神の下に、

両国間の相互理解を促進することを目的として、それぞれの国民、特に青少年に対し、他方の国の文化及び一般的な生活様式を正當に理解するための一層広範な機会を提供することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

各締約国政府は、申請の時に他方の国（以下「派遣国」という。）に通常居住する派遣国の国民に対し、当該派遣国の国民が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、当該締約国政府が適当と認めるときは、自国（以下「受入国」という。）の法令に定めるワーキング・ホリデー査証料が支払われることを条件として、ワーキング・ホリデー査証を発給する。

- (a) 就労を訪問の主たる理由ではなく付随的な理由として、主として休暇を過ごすために受入国に入国する意図を有すること。
- (b) ワーキング・ホリデー査証の申請時の年齢が十八歳以上三十歳以下であること。
- (c) 被扶養者を同伴しないこと。
- (d) 受入国における予定される滞在期間よりも少なくとも六箇月長い期間有効な派遣国の旅券及び帰国のための旅行切符又は当該旅行切符を購入するための十分な資金を所持すること。
- (e) 受入国における滞在の当初の期間に生計を維持するための相当な資金を所持すること。
- (f) 滞在終了時に受入国を出国する意図を有すること及び滞在する間に在留資格を変更しないこと。
- (g) 以前にワーキング・ホリデー査証の発給を当該締約国政府から受けていないこと。
- (h) 受入国において効力を有する法令によって要求される十分な医療保険に加入すること。
- (i) 犯罪経歴を有しないこと。
- (j) 受入国に滞在する間、受入国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

第二条

各締約国政府は、派遣国の国民に対し、派遣国にある受入国の大使館において、ワーキング・ホリデー査証を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために当該大使館の代表者による面接を受ける。

第三条

第一条の規定に基づいて発給されるワーキング・ホリデー査証を所持し、及び受入国に入国することを許可されている派遣国の国民は、この協定に定める条件に従い、受入国に入国する日から十二箇月を超えない期間、受入国に滞在することができるものとし、また、受入国の効力を有する法令に従い、旅行資金を補う目的で休暇の付随的な活動として別個の就労許可なしに有給で就労することができる。

第四条

この協定に基づくイスラエル国におけるワーキング・ホリデー制度への日本国からの参加者は、イスラエル国に滞在する間、三箇月を超えて同一の雇用者の下で就労することができない。この協定に基づくイスラエル国におけるワーキング・ホリデー制度への日本国からの参加者は、イスラエル国に滞在する間、三箇月以内の語学研修又は学習プログラムに参加することができる。

第五条

各締約国政府は、他方の国の国民に対し、一年につき二百件を限度として、第一条に規定するワーキング・ホリデー査証を発給することができる。

第六条

ワーキング・ホリデー査証により受入国に入国した派遣国の国民は、受入国に滞在する間、受入国の法令に従うものとし、ワーキング・ホリデー制度の目的に反する勤務に従事してはならない。

第七条

各締約国政府は、それぞれの国の法令に従い、この協定に基づいてワーキング・ホリデー査証を発給された他方の国の国民であつて、当該締約国政府が好ましくないと認めるものによる自国の領域への入国を拒否し、又はこの協定に基づいて自国の領域に入国し、及び滞在している者であつて、当該締約国政府が好ましくないと認めるものを出国させる権利を留保する。

第八条

この協定の規定は、それぞれの国において効力を有する法令に従つて実施される。

第九条

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続の完了を相互に通告する外交上の公文が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定の解釈及び適用に関するいかなる紛争も、外交上の経路を通じて両締約国政府により解決される。

3 この協定の改正については、いつでも両締約国政府の間で交渉することができる。当該改正は、書面により行われるものとし、1に規定する手続に従って効力を生ずる。この協定の規定については、いつでも外交上の経路を通じた両締約国政府の間の協議の対象とすることができる。

4 いずれの締約国政府も、公の政策上の理由により、第一条から第五条までの規定の全部又は一部の実施を一時的に停止することができる。その停止又は当該停止の解除は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

5 いずれの一方の締約国政府も、外交上の経路を通じ、他方の締約国政府に対して九十日前までに書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。

6 この協定の終了又は第一条から第五条までのいずれかの規定の実施の停止の後においても、両締約国政府により外交上の経路を通じて別段の決定が行われる場合を除くほか、各締約国政府は、派遣国の国民であつて、当該終了又は当該停止の日において、有効なワーキング・ホリデー査証を発給され、又は第三条の規定に基づき受入国に滞在することを許可されているものの入国又は滞在の要請について、好意的な考慮を払う。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千二十三年四月二十八日（ユダヤ暦五千七百八十三年イヤル月七日に相当する。）に東京で、ひとしく正文である日本語、ヘブライ語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

イスラエル国政府のために